

一般質問通告書

佐野市議会議長様

平成 30年 11月 29日	受理者印
午前 10時 10分 受理	
午後	

議会名	平成 30 年 第 4 回 佐野市議会定例会		
発言者	議席番号 4 番 氏名	木村 久雄	
答弁を求める者（選択してください）	市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 担当部局長		
質問方法（いずれかを選択してください）	一問一答 ・ 一括質問一括答弁		
大項目（質問項目） 中項目（質問細目）	小項目（具体的な質問内容）		
<p>1. 健康増進対策について</p> <p>(1) ウィルス性肝炎について</p> <p>①<u>肝炎ウイルス検査の無料化について</u> ウイルス性肝炎の早期発見と受診率向上を図るために、肝炎ウイルス検査の無料化が出来ないか、伺いたい。</p> <p>②<u>肝炎医療コーディネーターの養成について</u> 本市では、肝炎医療コーディネーターの養成がどのようにになっているのか、伺いたい。</p> <p>③<u>ウィルス性肝炎の早期発見について</u> 本市は、今後、ウィルス性肝炎の早期発見にどのように努めていくのか、伺いたい。</p> <p>④<u>若年層への啓発について</u> ウィルス性肝炎についての正しい知識と理解を深めるために、本市はどのような対応をしているのか、伺いたい。</p> <p>⑤<u>肝炎ウイルスの未受検者への対応について</u> 今後は、未受検者に対してどのように検査を促していくのか、伺いたい。</p> <p>⑥<u>陽性者フォローアップについて</u> 肝炎ウイルス検査を受診して、陽性と判断された方へのフォローアップ体制は、どのようにになっているのか、伺いたい。</p>			

<p>(2) 受動喫煙対策について</p> <p>2. ゴミの処理について</p> <p>(1) 紙おむつの処理について</p> <p>3. 教育環境の向上について</p> <p>(1) エアコンの設置の推進について</p>	<p>①市役所の喫煙所について 本年7月に受動喫煙を防ぐ対策を強化する改正健康増進法が成立し、2020年4月に全面施行されることとなった。これにより、飲食店などの多くの人が集まる施設の屋内は原則禁煙となり、喫煙できるのは専用室に限られ、学校や病院、行政機関は屋内だけでなく敷地内も禁煙となるが、本市役所の喫煙所はどうなるのか、伺いたい。</p> <p>②市有施設における受動喫煙対策について 今回の改正健康増進法の成立で、市有施設の敷地であれば専用喫煙所がない限り禁煙となるのか、具体的にはどのようになるのか、伺いたい。</p> <p>少子高齢化で大人用紙おむつの生産量が10年で33億枚増え、約78億枚となり過去最高を更新、ごみの量が増えており有効活用することで減量化に取り組むとし、環境省は来年度、自治体に対し、使用済み紙おむつのリサイクルを促すガイドラインを策定する方針を固めたとの記事が新聞報道された。 そこで、本市としては、現在、焼却処分されている家庭から出る紙おむつを、現状のように焼却するのか、リサイクルするのかを伺いたい。</p> <p>①特別教室へのエアコン設置について 国の2018年度補正予算が成立し、熱中症対策として公立小中学校の普通教室にエアコンの設置をするための費用が計上され、これからエアコンの設置がされるようになるが、本市においては、すでに普通教室へのエアコンの設置がされており、恩恵はないと思う。 ゆえに、本市の場合、振り替えて特別教室へのエアコンの設置が出来るのか、伺いたい。</p> <p>②体育館へのエアコン設置について 体育館へのエアコン設置については、本市はどのように考えているのか、伺いたい。</p> <p>③緊急防災・減災事業債（緊防債）の活用について 災害時に避難場所となっている学校の家庭科室や体育館に緊急防災・減災事業費を活用し、エアコンを設置できないか、伺いたい。</p>
--	--

(2) 読書環境の向上について

①高校との交換展示について

高校との交換展示を行えないものか、伺いたい。

②交流イベントの開催について

東京都武蔵野市では、図書館職員が中高生とお茶をしながら本を紹介したり、雑談を通して10代の興味や関心をつかみ読書離れをなくしている。そこで、本市でも、このような取り組みに倣うことが出来ないものか、伺いたい。

③ビブリオバトルについて

本市では、ビブリオバトルを図書館サービスに取り入れ、小中高生の読書活動推進に生かしていくとの話が本年の第1回定例会の答弁であったが、その後はどうなったのか、伺いたい。

④閉校になる小学校の本の活用について

平成32年に閉校となる小学校6校の図書室に現在、所蔵されている本は、今後、どのように活用していくのか。

4. 高齢者支援について

(1) 公共交通空白地有償運送制度について

公共交通が不便な地域で、NPO法人や社会福祉協議会等が有償で運行できる制度があるとのことだが、その導入は可能なのか。

(2) 地域共助型生活交通について

バスや鉄道といった公共交通が走っていない「空白地」の解消の切り札として、県は、住民やNPO法人等が自主的に送迎サービスを行う「地域共助型生活交通」のガイドラインを策定したとの新聞報道があったが、それがどのようなものなのか、伺いたい。